

平成22年度愛媛県歳入歳出決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

平成22年度愛媛県一般会計

平成22年度愛媛県特別会計

災 害 救 助 基 金 特 別 会 計
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計
中 小 企 業 振 興 資 金 特 別 会 計
農 業 改 良 資 金 特 別 会 計
国 営 農 業 水 利 事 業 負 担 金 特 別 会 計
県 有 林 経 営 事 業 特 別 会 計
林 業 改 善 資 金 特 別 会 計

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計
公 共 用 地 整 備 事 業 特 別 会 計
港 湾 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計
用 品 調 達 特 別 会 計
自 動 車 集 中 管 理 特 別 会 計
公 債 管 理 特 別 会 計
奨 学 資 金 特 別 会 計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか
- (3) 会計事務は関係法規に基づき合法かつ適正に処理されているか
- (4) 財産の管理は適正になされているか

などの諸点に主眼を置き、平成22年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書、財産に関する調書、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び列月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成22年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書（歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書）財産に関する調書の各計数は、証拠書類及び諸帳簿と符合しており、正確であると認められた。

また、第五次愛媛県長期計画後期実施計画において設定された5つの重点目標「愛媛の現在と未来を担う人材の育成」、「助け合い支え合う地域社会の構築」、「安全・安心で快適な暮らしの実現」、「再生と創出によるたくましい産業の育成」、「暮らしと産業を支える基盤の整備」を達成するため平成22年度に予算化された各種事業については、議決の趣旨に沿って執行されており、これに伴う会計事務や財産管理など財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

一般会計の決算を概観すると、歳入は、諸収入が中小企業振興資金貸付金償還金等の増加により95億8,151万円、地方譲与税が地方法人特別譲与税等の増加により85億3,729万円、繰入金が介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金等の増加により82億4,967万円、それぞれ増加したものの、国庫支出金が介護職員処遇改善等臨時特例交付金等の減少により346億9,067万円減少したこと等により、前年度の6,420億9,483万円をわずかに下回る6,408億6,996万円（前年度比12億2,487万円（0.19%）減）となっている。

一方、歳出は、商工費が中小企業振興資金貸付金等の増加により113億2,694万円、総務費が県債管理基金積立金等の増加により95億3,952万円、それぞれ増加したものの、民生費が介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金等の減少により116億9,573万円、農林水産業費が森林そ生緊急対策基金積立金等の減少により57億4,596万円、公債費が県債償還金等の減少により50億5,275万円、それぞれ減少したこと等により、前年度の6,371億6,765万円を64億5,699万円（1.01%）下回る6,307億1,066万円となっている。

この結果、一般会計における形式収支は101億5,931万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも55億7,458万円の黒字となり、前年度の実質収支28億2,665万円を差し引いた単年度収支では、前年度の1,063万円の赤字から27億4,793万円の黒字に転じている。

本県の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）をみる限り、いずれも「早期健全化基準」を下回っており、「財政健全化計画」を策定すべき段階には至っていない

が、社会保障関係経費が増加する中、県税収入は減少し、赤字地方債である臨時財政対策債の残高比率が高まるなど、依然として厳しい財政運営を余儀なくされている。

今後の行財政運営に当たっては、歳入の積極的な確保に、より一層努めるとともに、県民のニーズを的確に把握しながら、限られた財源と人的資源を最適に配分し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の選択と執行に厳正に取り組むことが強く望まれる。

これらの現状認識を踏まえた上で、以下、一般会計及び特別会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 一般会計の歳入について

ア 県税について

県税の収入済額は、法人事業税や個人県民税が減少したこと等の結果、前年度の 1,260億円に比べて 28億円(2.24%)減の 1,232億円となっている。

調定額に対する収入の割合は、滞納者に対する財産等の差押への早期移行など、滞納整理の取組に努力が認められたものの 96.37%と、前年度(96.50%)より 0.13ポイント低下している。

また、収入未済額は 43億 3,188万円と、前年度に比べて 9,557万円(2.26%)増加している。

さらに自主財源である県税収入の歳入に占める割合は 19.22%と、前年度(19.63%)より 0.41ポイント低下している。

平成23年度は、東日本大震災などの影響から企業収益は一部でかげりがみられ、個人消費も依然として低調であることなどから、税収の低迷が懸念されるところであるが、今後とも県民の納税利便性の向上を図りながら納税意識を喚起し、納期内納付の推進及び滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

[総務部]

イ 分担金及び負担金について

分担金及び負担金は 5,623万円の収入未済があり、その全額が児童福祉施設入所措置に係る負担金で、前年度に比べて 390万円減少しているものの、依然として多額である。

入所措置児童の保護者には、経済的に困窮している者や、制度への理解不足等から負担意識に欠ける者もあり、回収には困難を伴うところであるが、今後とも十分説明を行い理解を得ながら督促及び催告を励行し、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[保健福祉部]

ウ 使用料及び手数料について

使用料及び手数料は 411万円の収入未済があり、そのうち 392万円は子ども療育センターに係る使用料で、前年度に比べて 43万円増加している。当センターを始め、収入未済を生じている機関にあっては、今後とも納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

[保健福祉部]

また、道路、河川、港湾、海岸等の占用料について徴収額を誤っていた事例があったので、適正な占用料の決定に努めるとともに、再発防止

に万全を期されたい。

[土木部]

エ 財産収入について

財産収入は 7,446万円の収入未済があり、その全額が県営住宅貸付料で、前年度に比べて 403万円減少している。

滞納となっている県営住宅貸付料の一部については債権回収業者にその回収業務を委託したり、悪質な滞納者に対しては法的措置も講じているところであるが、今後とも納期内の収入確保を図るとともに、未収金の回収率向上策について回収業務の受託業者とも協議し、滞納繰越額の縮減に努められたい。

[土木部]

オ 諸収入について

諸収入は 7億 7,368万円の収入未済があり、その主なものは、地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金(3億 8,646万円)や県税に係る加算金(1億 6,121万円)で、前年度に比べて 1億 2,896万円増加している。収入未済を生じている各機関にあっては、適切な債権管理に努めるとともに、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

[総務部、教育委員会ほか]

また、平成22年4月1日から県のホームページに掲載した広告の掲載料について、収入の調定が平成22年9月まで遅延していた事例があった。

[経済労働部]

(2) 一般会計の歳出について

ア 給与費等について

現金支給する給与について、給与資金前渡担任者の預金口座に入金後、著しく遅延して支給していた事例があった。

[出納局、教育委員会]

諸手当については、住居手当の支給において 1件 100万円超の過支給事例があったほか、通勤手当や超過勤務手当の支給においても過不足の事例が見受けられた。

[教育委員会ほか]

また、公務出張にあわせて私事旅行を行った場合の旅費について、帰庁後の報告や航空賃等の調整を行わなかったため、旅費が過支給となっていた事例があった。

[保健福祉部]

職員一人ひとりが規則等を遵守するとともに、各機関においては支出の根拠となる認定や命令行為等を適切に行い、適正な事務処理に努められたい。

イ 委託料について

ホームページのデータ作成業務委託契約について、完了確認検査終了後、県が提供したデータの不備が判明し、その修正に時間を要したため、ホームページの公開が3か月以上遅延していた事例があった。 [県民環境部]

このほかにも、業務や事業の委託契約について、予定価格の積算を誤っていた事例、業者が受託業務の一部を再委託する際の承諾行為をしていなかった事例、委託業務の完了前に業務完了報告書を受理して完了確認検査を行っていた等完了確認検査が不十分な事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。 [総務部、経済労働部、農林水産部、土木部、教育委員会]

ウ 工事請負費について

県単河川局部改良工事について、アンカー式空石積が資材メーカーの指定工法どおりに設置されていなかった事例、砂防施設工事について、当初契約した工事箇所の施工が困難となったため、別の工事箇所を施工する旨の変更契約を同一業者と締結していたが、新たな工事契約として入札手続きを行うべき事例があった。 [土木部]

また、地方局庁舎の太陽光発電設備設置や空調設備改修の工事について、建設業法上の建設工事に該当するにもかかわらず、一般競争入札において県の実施要領に定める簡易型総合評価落札方式（実績確認型）を実施しておらず調査基準価格も設定していなかった事例のほか、設計積算の軽微な違算の事例が見受けられた。 [県民環境部（東予・南予地方局）、農林水産部、教育委員会、警察本部]

今後とも、健全な入札手続きのもとで、工事の施工管理や完了確認検査、工事請負契約の適正な執行、設計積算の違算防止に意を用いるとともに、より経済的な設計積算、工法の導入検討等を通じて、工事の質の向上が図られるよう望むものである。

エ 負担金、補助及び交付金について

私立高等学校等就学支援金補助金について、補助金の過大交付の事例があったほか、交付金交付要綱で義務付けている報告を徴していなかった事例があった。 [総務部]

なお、平成22年度に実施した財政的援助団体に係る監査において、愛媛県私立学校運営費補助金、軽費老人ホーム事務費補助金、及びあぐりすとクラブプロジェクト支援事業費補助金で、過大交付や交付不足の事例があった。 [総務部、保健福祉部、農林水産部]

補助金事務・事業の執行に当たっては、補助の必要性や妥当性を十分検討するとともに、事業の実施状況等を的確に把握し、法令や補助金交付要綱等に則って、適正な処理を行うよう留意されたい。

オ その他

(ア) 電球取替修繕契約(単価契約)や物品の購入契約について、代金の支払いが著しく遅延していた事例のほか、郵便切手や消耗品の不要不急の購入事例、公共交通機関共通乗車用プリペイドカードへの過大な入金事例、取得した物品の備品管理簿等への記載を誤っていた事例があった。

[総務部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部]

各機関においては適期・適正な事務処理に万全を期するとともに、経費節減を再認識し、物品購入等の際にはその必要性を十分精査・検討して経済性の確保に努められたい。

(イ) 公用車運転中の人身・物損事故の事例があったので、職員に対する安全運転意識高揚の徹底により一層努められたい。

[保健福祉部、農林水産部、土木部、警察本部]

(3) 特別会計について

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成22年度末の歳入不足額は22億2,070万円と、前年度より3,417万円増加しているため、健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

また、本会計については、平成11年度に策定した県営林経営改善計画により経営改善に取り組んでいるが、平成22年度の木材価格は計画策定当時(平成11年度)の6割程度にまで下落している。

そのため、県営林が公益的機能を発揮しつつ、本会計の単年度収支の改善を早期に実現するため、木材価格の推移や今後の素材生産量等を考慮して、経営改善計画の抜本的見直しの必要性を検討されたい。

[農林水産部]

その他の特別会計の実質収支は、黒字又は均衡が維持されているところであるが、収入未済が生じている母子寡婦福祉資金特別会計(2億5,561万円)、中小企業振興資金特別会計(13億1,317万円)、林業改善資金特別会計(4,183万円)、沿岸漁業改善資金特別会計(239万円)、奨学資金特別会計(5,833万円)については、今後とも適切に債権管理を行い、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

[保健福祉部、経済労働部、農林水産部、教育委員会]

(4) 財産について

遊休県有地については、これまでも計画的に売却処分されてきたところであるが、有効利用の方策を多角的に検討しても、なお公用・公共用地としての利用が将来的に見込めないものについては、引き続き売却処分を進められたい。

[総務部]

職員住宅や独身寮については、これまでも統廃合や売却処分などが講じられてきたところであるが、職員のニーズを把握しながら、引き続き適

切な活用・処分方を検討されたい。

[総務部]

また、県の債権については、これまで述べてきたように、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層の努力が求められるが、平成23年7月に「今後の債権管理方針について」(総務部長通知)が示されたところであるので、履行期限到来債権を保有している関係部局にあっては、本通知に沿って、適切な債権管理と債権回収の強化に努めるとともに、履行期限到来後、長期間経過し、回収の見込みが事実上皆無と考えられるものについては、適切な債権整理の措置を講じられたい。

(5) 会計事務の適正な執行について

平成22年度の物品調達について関係人調査を実施したところ、預け金、一括払、差替えの事例はなかったが、年度内に納入した物品の代金支払いを平成23年度予算から執行していた事例が一部の機関で見受けられた。

[農林水産部、教育委員会]

同様の事例は平成21年度の調査においても認められたところであるので、発注・契約の手续や年度末から年度初めにおける会計事務処理手続の改善策を早期に検討されたい。

[出納局]

また、「不適正経理の改善・再発防止策の実施について」(平成21年12月1日付け会計管理者通知)において、平成22年度から作成・管理することとされた物品購入計画について、四半期ごとを目途に実施する計画のローリングが不十分な機関が相当数認められたほか、物品調達業務や委託契約において、契約事務担当者が完了確認検査を実施するなど、検査実施者が契約事務担当者より上位の者でなかった事例が見受けられたので、適正な会計事務の執行により一層努められたい。

第 3 決 算 の 概 要

1 予算に対する決算の状況

一般会計及び特別会計（14会計）の予算額に対する歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出			歳入歳出差引残額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額に 対する比率 (B) / (A)	決 算 額 (C)	予算現額に 対する比率 (C) / (A)	予 算 残 額 (A) - (C)		
						翌年度繰越額		不 用 額
一般会計	円 675,190,190,000	円 640,869,963,485	% 94.92	円 630,710,657,344	% 93.41	円 35,557,301,000	円 8,922,231,656	円 10,159,306,141
特別会計	116,076,154,000	117,488,453,173	101.22	115,337,334,241	99.36	0	738,819,759	2,151,118,932

（注）本文及び各表の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入しており、その関係で合計と一致しない場合がある。

(1) 一般会計

歳入決算額は 640,869,963,485円、予算現額に対し 34,320,226,515円の減収となっており、収入割合は 94.92%となっている。

歳出決算額は 630,710,657,344円で、予算現額に対する支出割合は 93.41%、予算残額は、翌年度繰越額 35,557,301,000円、不用額 8,922,231,656円となっている。

歳入歳出差引残額は 10,159,306,141円となっている。

(2) 特別会計

歳入決算額は 117,488,453,173円で、予算現額に対し 1,412,299,173円の増収となっており、収入割合は 101.22%となっている。

歳出決算額は 115,337,334,241円で、予算現額に対する支出割合は 99.36%、予算残額は不用額 738,819,759円となっている。

歳入歳出差引残額は 2,151,118,932円となっている。

2 決算額の前年度比較

歳入歳出決算額の前年度比較は次表のとおりである。

区 分		平成 22 年度 (A)	平成 21 年度 (B)	差引増減 () (C) = (A) - (B)	増減 () 比率	
					平成22年度 (C) / (B)	平成21年度
一 般 会 計	歳 入 決 算 額	640,869,963,485 円	642,094,835,500 円	1,224,872,015 円	0.19 %	7.88 %
	歳 出 決 算 額	630,710,657,344	637,167,647,500	6,456,990,156	1.01	7.88
	歳入歳出差引残額	10,159,306,141	4,927,188,000	5,232,118,141	106.19	7.52
特 別 会 計	歳 入 決 算 額	117,488,453,173	123,168,916,283	5,680,463,110	4.61	21.24
	歳 出 決 算 額	115,337,334,241	122,000,982,376	6,663,648,135	5.46	21.43
	歳入歳出差引残額	2,151,118,932	1,167,933,907	983,185,025	84.18	5.69

(1) 一般会計

前年度に比べて、歳入は 1,224,872,015円 (0.19%)、歳出は 6,456,990,156円 (1.01%) それぞれ減少している。
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 5,232,118,141円 (106.19%) 増加している。

(2) 特別会計

前年度に比べて、歳入は 5,680,463,110円 (4.61%)、歳出は 6,663,648,135円 (5.46%) それぞれ減少している。
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 983,185,025円 (84.18%) 増加している。

3 実質収支

実質収支の状況は次表のとおりである。

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額 (A)	640,869,963,485 円	117,488,453,173 円
歳 出 決 算 額 (B)	630,710,657,344	115,337,334,241
歳入歳出差引残額 (A) - (B) (C)	10,159,306,141	2,151,118,932
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	4,584,729,000	0
(繰越明許費繰越額)	(4,584,729,000)	(0)
(事故繰越し繰越額)	()	(0)
実 質 収 支 額 (C) - (D) (E)	5,574,577,141	2,151,118,932
前 年 度 の 実 質 収 支 額 (F)	2,826,645,000	1,167,933,907
単 年 度 収 支 額 (E) - (F)	2,747,932,141	983,185,025
前 年 度 の 単 年 度 収 支 額	10,628,421	161,009,060

(1) 一般会計

本年度の実質収支は 5,574,577,141円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度の 10,628,421円の赤字から 2,747,932,141円の黒字に転じている。

(2) 特別会計

本年度の実質収支は 2,151,118,932円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 983,185,025円の黒字となっている。

